

南関東四競馬場電話投票に関する約定 (電話投票方式)

私は、南関東四競馬場電話投票(以下「電話投票」という。)を利用するにあたり、競馬に関する法令、主催者の規程、本約定に定める条項を遵守し、主催者に対し、何らの迷惑を及ぼさないことを確約します。

記

(電話投票)

第1条 この約定が定める電話投票とは、第2条に掲げる主催者が開催する競馬の勝馬投票券を、南関東四競馬場電話投票センター(以下「SPAT4センター」という。)を通じて、加入者が購入することをいいます。

(主催者)

第2条 この約定において主催者とは、競馬法第1条の2に定める主催者としします。なお、将来、主催者に追加又は削除が生じた場合においても、加入者は何ら異議をとらえないものとしします。

(SPAT4センターの業務内容及び設置場所)

第3条 主催者は勝馬投票券購入の申込み受付の業務のほか、電話投票の実施に必要な業務を処理するための機関として、SPAT4センターを設置します。

2 SPAT4センターは、東京都品川区勝島2丁目1番2号大井競馬場内に置きます。

(加入者の決定)

第4条 主催者は、加入申込者募集時に指定する条件を満たした加入申込者の中から加入予定者(以下「予定者」という。)を選定し、予定者が第5条及び第6条に定める手続のすべてを完了したことを確認した後に、加入者を決定します。

(電話投票専用口座及び普通口座)

第5条 予定者は、電話投票に関し主催者が別に指定した金融機関(以下「指定銀行」という。)に、電話投票のための預金口座としての入金専用口座(以下「電話投票専用口座」という。)と同指定銀行の口座で電話投票専用口座の預金を引き出すための振替用普通預金口座(以下「普通口座」という。)の二口座を本人名義で開設しなければなりません。

2 予定者は、電話投票専用口座及び普通口座を設けるために必要な書類等を指定銀行に提出しなければなりません。

(勝馬投票券購入代金の振替依頼)

第6条 予定者は、指定銀行に対して勝馬投票券購入代金を自己の電話投票専用口座から主催者の口座に預金口座振替を依頼するため、所定の預金口座振替依頼書を指定銀行に提出しなければなりません。

(加入者番号等の通知)

第7条 予定者が、第5条及び第6条に定める手続を開始するとき、主催者は、加入者番号、利用者IDを通知します。

2 予定者が、第5条及び第6条に定める手続を完了したとき、主催者は、電話投票の利用開始時期、受付場所、受付電話番号を通知します。

3 前項の受付電話番号及び加入者番号は、主催者の都合により変更することができるも

のとします。

(予定者の資格喪失)

第8条 予定者が、第5条及び第6条に定める手続きの全部を主催者が指定する期限までに完了しなかったときは、予定者の資格を失い、この約定が定める加入者となることはできません。

(勝馬投票法および勝馬投票券)

第9条 電話投票により発売する勝馬投票券の種類は、主催者が別に定める勝馬投票法の勝馬投票券とします。

2 券面金額は、100円を単位とします。ただし、重勝式の券面金額は10円または100円を単位とし、最低購入金額を設定する場合があります。

(購入限度額)

第10条 加入者の1回の投票で購入できる勝馬投票券の購入限度額(以下「購入限度額」という。)は、次のとおりとします。

- (1) 加入者が電話投票をする日における投票に係る購入限度額は、当該日の直前の指定銀行営業日(以下「直前の営業日」という。[営業日には現金自動支払機その他の機械のみで営業している日を除く。以下同じ。])の営業終了時における加入者の電話投票専用口座の残高から勝馬投票券の購入代金を差し引いて、当該勝馬投票券による払戻金及び返還金並びにSPAT4プレミアムポイントからの入金額を加えた金額とします。
- (2) 出走取消・競走除外に起因する返還金がある時は(返還とならない投票がくくり込まれた投票においては、当該返還となる投票に係る額のみ)、原則として速やかに購入限度額へ加えるものとします。ただし、前日発売における返還はこの限りではありません(前日発売中における返還金は、競走当日の発売開始後に返還するものとします。)
- (3) 重勝式の払戻金は、原則として翌SPAT4センター稼働日に購入限度額に加えるものとします。ただし、払戻金等が高額になる場合は、購入限度額には反映せず後日電話投票専用口座に振込む場合があります。

(設定上限額に係る取扱い)

第10条の2 主催者は、加入者からSPAT4インターネット投票ウェブサイトを利用して1日あたりの勝馬投票券を購入できる上限額(以下「設定上限額」といいます。)の設定の申請があったときは、申請があった日の翌日に加入者の設定上限額を設定します。

- 2 主催者は、加入者から主催者指定の書面により設定上限額の設定の申請があったときは、主催者がその書面を受理した日の翌日に設定上限額を設定します。
- 3 主催者は、前2項の規定により設定上限額を設定された加入者からの勝馬投票券購入の申込みについて、その申込みの額が設定上限額からその申込みの日におけるその申込みまでの購入金の合計額を減じた額にその申込みの日におけるその申込みまでに購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した返還金(その申込みの日に施行される競走に限る)の合計額を加えた額を超える場合は、その勝馬投票券購入の申込みを受け付けないものとします。
- 4 主催者は、設定上限額を設定された加入者からSPAT4インターネット投票ウェブサイトを利用して設定上限額の解除または額の変更に係る申請があったときは、申請があった日の翌日に加入者の設定上限額の設定を解除し、または額を変更するものとしま

す。

- 5 主催者は、設定上限額を設定された加入者から主催者指定の書面により設定上限額の解除または額の変更に係る申請があったときは、主催者がその書面を受理した日の翌日に設定上限額の設定を解除し、または額を変更するものとします。
- 6 前2項の場合において、主催者は、最後に設定上限額を設定または変更した日以後180日を経過しない期間（主催者が別に指定した日の時間帯を除きます。）になされる設定の解除または額の変更に係る申請については、設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けないものとします。

（ARS方式勝馬投票券の購入方法と契約の成立）

第11条 勝馬投票券の購入は、次の各号の事項につき、当該各号の順序により行うものとします。

- (1) 加入者は、あらかじめ主催者が指定した受付電話番号を通じて加入者番号及び暗証番号を通知してください。
 - (2) 主催者は、加入者番号及び暗証番号を確認の上、購入できる勝馬投票券の枚数（100円単位で換算した枚数）を通知します。
 - (3) 加入者は、競馬場名、競走の番号、勝馬投票法の種類、馬(組)番号、購入枚数を申し込んでください。
 - (4) 主催者は、前項の申込内容を記録するとともにこれを復唱しますので、加入者は復唱した申込内容を確認してください。
 - (5) 主催者は、受付番号を通知します。加入者は所定の方法で確認してください。
 - (6) 主催者は、前号の確認があった場合に勝馬投票券を発券します。
- 2 加入者と主催者との間の勝馬投票券の発売に関する契約は、前項第5号の確認及び第6号の勝馬投票券の発券をもって成立するものとします。
 - 3 加入者は、前項の定めにより成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。

（インターネット方式勝馬投票券の購入方法）

第11条の2 加入者は、勝馬投票券の購入を申込む場合は、使用する端末機に加入者番号、利用者ID、暗証番号、並びに競馬場名、競走の番号、勝馬投票券の種類、馬(組)番号、購入金額、総購入金額を入力し、これらを一括して送信するものとします。

- 2 前項の申込みが、所定の条件を満たした投票であるときは、主催者は、その申込みを受付けるものとします。
- 3 第2項の申込みが、所定の条件を満たした投票でないとき又は取消、除外した馬の番号がくり込まれた組番号に係る投票であるときは、主催者は、一回あたりのすべての申込みのうち所定の条件を満たしたものに限り受付けるものとします。

（インターネット方式契約の成立）

第11条の3 加入者と主催者との間の勝馬投票券の発売に関する契約は、加入者番号、利用者ID及び暗証番号が合致し、かつ、所定の条件を満たした申込が主催者のSPA T4センターで受付され、その競走の発売金として合算され、勝馬投票券の発券をもって成立するものとします。

- 2 主催者は、前項の規定により加入者の申込みに係る契約が成立したときは、その旨の通知を加入者の端末機に送信するものとします。
- 3 通信異常、機器故障その他により前項の通知が加入者の端末機に到達しなかった場合

においても、その契約の成立には一切影響がないものとします。

- 4 加入者は、第1項の定めにより成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。

(投票の無効)

第12条 前条により発売した勝馬投票券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由により、入場者に対し発売した勝馬投票券の発売金額と合計することができなかった場合は、競馬法第12条第5項に定める投票の無効とし、当該勝馬投票券の購入代金は返還します。

(勝馬投票券等の代理受領)

第13条 加入者が購入した勝馬投票券は、主催者が加入者に代わって受領し、保管します。

- 2 前項の勝馬投票券は加入者がその閲覧を請求した場合、当該勝馬投票券を発売した日から30日以内に限り主催者が指定した場所で閲覧に供します。

(勝馬投票券購入代金の支払及び払戻金等の交付)

第14条 勝馬投票券の購入代金の支払いは、第6条に定める依頼に基づき、指定銀行の電話投票専用口座から主催者の口座への振替により行うものとします。

- 2 払戻金又は返還金の交付は、加入者に通知することなく電話投票専用口座への振込みにより行うものとします。

3 第1項の口座振替及び第2項の口座振込は、当該日に行うものとします。ただし、当該日が指定銀行休業日である場合、その他やむを得ない事由により当該日に振替又は振込ができない場合は、当該日の翌銀行営業日に行うものとします。

(電話投票専用口座からの預金引き出し制限及び普通口座からの預金引き出し)

第15条 加入者は、電話投票専用口座から預金を引き出すことはできません。

- 2 預金の引出しは、所定の方法による加入者の意思表示に基づき、電話投票専用口座から普通口座に預金振替がなされた後に、普通口座から引き出すことができます。

(代理人等による購入の禁止)

第16条 勝馬投票券購入の申込みは、加入者自ら行うものとし、これを第三者に行わせ、又は第三者の委託を受けて行うことはできません。

(受付けの拒否)

第17条 勝馬投票券購入の申込みについて疑義があるとき、その他主催者が必要と認めるときは、これを受け付けることができません。

(異議の申し立て)

第18条 加入者は、加入者が行った電話投票に関し、当該電話投票を行った日から30日以内に限り、主催者に対して異議を申し立てることができます。

(電話投票の記録)

第19条 電話投票の購入申込みの記録は30日間保存します。ただし、異議申立等にかかる記録は、必要な期間保存します。

(秘密の保持)

第20条 電話投票をする場合の受付電話番号、加入者番号、利用者ID及び暗証番号は、絶対に第三者に漏らさないでください。

- 2 加入者番号、暗証番号等を記載した書類を紛失した場合は、その旨を直ちにご連絡ください。

(免責)

第21条 主催者は、加入者以外の者による加入者を装った勝馬投票券の購入申込みを受け付けた場合に、その申込みが電話投票実施規則及びこの約定に定める手続きにしたがったものであるときは、加入者による購入申込みとみなし、当該加入者は同実施規則及びこの約定に基づく勝馬投票券購入代金額の支払い債務を負担するものとし、主催者は当該加入者に対して何らの責を負わないものとします。ただし、加入者以外の者による勝馬投票券の購入申込みが、主催者の責に帰すべき事由により加入者の加入者番号及び暗証番号が漏れたことによるときは、この限りではありません。

2 天災地変、通話混雑、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により電話投票購入の申込みを受け付けられない場合又は預金の残高を主催者の計算機に登録することができない場合があっても、主催者、電話会社、指定銀行は一切その責を負いません。

(預金残高の照会)

第22条 主催者は、指定銀行に対し、加入者の電話投票専用口座の預金残高を照会することができるものとします。また、普通口座の開設の有無についても照会することができるものとします。

(電話投票の利用方法及び電話投票の方式の変更)

第23条 電話投票の利用方法については、主催者の都合により変更することができるものとします。

2 主催者は、業務上の都合により、この約定による電話投票の方式を他の電話投票の方式に変更したり、廃止することができるものとします。

3 インターネット方式投票に関して必要な事項は、この約定に定めるものの他、南関東四競馬場インターネット投票利用規約の定めるところとします。

4 ネットバンク連携方式投票に関して必要な事項は、南関東四競馬場ネットバンク連携電話投票に関する約定の定めるところとします。

(発売要領等)

第24条 次の各号の事項については、主催者が別に定めるものとし、ホームページ等により加入者に通知するものとします。これらに変更があった場合は、可能な限り告知するものとします。

- (1) 電話投票を受け付ける競走
- (2) 電話投票の受付開始時刻及び締切時刻
- (3) その他電話投票に関し必要な事項

(住所、氏名等の変更の届出)

第25条 加入者は、加入申込書記載の住所、氏名、メールアドレス、郵便物送付先住所及び電話番号(自宅又は勤務先等の連絡先)について変更があった場合は、その旨を直ちに書面又は主催者の定める方法によりSPAT4センターへ届け出なければなりません。

(欠格事項)

第26条 次に掲げるものは、加入者となることができません。

- (1) 未成年者
- (2) 精神の機能の障害により勝馬投票券を適正に購入するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- (3) 競馬法に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- (4) 生活保護法〔昭和25年法律第144号〕に規定する被保護者

- (5) 競馬法第29条の規定により、勝馬投票券の購入が禁止されている者
- (6) 地方競馬若しくは中央競馬に関与することを禁止され又は停止されている者及び入場が拒否されている者
- (7) 法人

2 加入者は、前項の規定により加入者となることができない者(以下「欠格者」という。)となったときは、その旨を直ちに書面で届け出なければなりません。

(解約)

第27条 主催者は、加入者から書面により解約の申請があったとき、又は加入者が次の各号の一つに該当したときは、加入者に通知することなくこの加入契約を解除します。

- (1) 電話投票加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実でないことが判明した時
- (2) 欠格者となったとき
- (3) 競馬法違反に該当する行為があったとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 6ヶ月間を通じて電話投票による勝馬投票券購入の申込みがなかったとき
- (6) 電話投票専用口座及び普通口座に振替・振込処理ができなくなったとき
- (7) この約定に違反したとき
- (8) 未成年者に電話投票購入の申込みをさせたことが判明したとき
- (9) 主催者が必要と認めるとき

(本人申請による利用の停止)

第28条 主催者は、加入者から加入者番号、氏名、現住所、電話番号、生年月日、指定銀行名、指定銀行口座番号を記載した指定の書面により利用の停止の申請があったときは、その書面を受理した日以降、電話・インターネット投票の利用を停止します。

2 主催者は、前項の規定により電話・インターネット投票の利用の停止となった加入者から加入者番号、氏名、現住所、電話番号、生年月日、指定銀行名、指定銀行口座番号を記載した指定の書面により利用の停止の解除の申請があったときは、その書面を受理した日以降、電話・インターネット投票の利用の停止を解除します。

3 第1項の規定により電話・インターネット投票の利用の停止となった加入者は、同項の規定により利用の停止となった日の属する年度の翌年度の3月31日までは、前項の規定による利用の停止の解除を申請することができません。

(家族申請による利用の停止)

第29条 主催者は、加入者と同居する親族(成年者に限ります。)及び主催者が特に認めた者(以下「家族」といいます。)から加入者の利用の停止について、主催者指定の書面に主催者が加入者の利用停止について判断するために必要な別に定める書類を添えて申請があり、利用を停止するに足る相当な理由があると認めたときは、電話・インターネット投票の利用の停止をすることとし、加入者及び申請をした家族(以下「申請家族」といいます。)に対して、その旨及び利用停止開始予定日を通知します。なお、利用停止開始予定日は、通知を発した日から1ヵ月が経過した日以降の最初の月曜日となります。

2 利用停止となった加入者(以下「利用停止加入者」といいます。)は、利用停止開始予定日の前日まで、主催者指定の書面に別に定める書類を添えて提出することにより主催者に異議を申し立てることができます。その場合、主催者が認否を決定するまで利用

停止の開始を猶予するものとし、主催者は申請家族に対して、その旨を通知します。

- 3 主催者が、異議申立てに理由があると認めたときは、利用停止を取り消すこととし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨を通知します。
- 4 主催者が、異議申立てに理由がないと認めたときは、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。
- 5 異議を申し立てた利用停止加入者は、主催者が認否を決定するまで、主催者指定の書面を提出することにより異議申立てを取り下げることができます。異議申立ての取下げがあった場合、主催者は申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。
- 6 利用停止加入者は、主催者指定の書面に主催者が加入者の利用停止の解除について判断するために必要な別に定める書類を添えて提出することにより、電話・インターネット投票の利用停止の解除を申請することができます。
- 7 主催者は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者の電話・インターネット投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由があると認めたときは、主催者が指定する日（以下「利用停止解除予定日」といいます。）より電話・インターネット投票の利用停止を解除することとし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。
- 8 主催者は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者の電話・インターネット投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由がないと認めたときは、電話・インターネット投票の利用停止を解除しないこととし、利用停止加入者に対して、その旨を通知します。
- 9 利用停止加入者は、利用停止解除予定日の前日まで、主催者指定の書面を提出することにより解除申請を取り下げることができます。

（家族申請による利用停止規約）

第29条の2 家族申請による利用の停止に関して必要な事項は、この約定に定めるもののほか、南関東四競馬場電話・インターネット投票利用規約の定めるところとします。

（約定の改定及び廃止）

第30条 この約定は、主催者の都合により改定又は廃止することができるものとします。

（個人情報の取扱い）

第31条 主催者は、次に掲げる場合に加入者の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を保護措置を講じた上で収集し、保有し、利用し、提供し又は預託するものとします。

- (1) 加入者の電話投票の利用に関する業務を行う場合
 - (2) 主催者が提供するサービス業務及びマーケティング活動を行う場合
 - (3) 法的義務により主催者が個人情報の提供を求められた場合
 - (4) 印刷・発送業務等の電話投票に関する業務を第三者に委託する場合
 - (5) その他加入者の同意を得た場合
- 2 前項各号に掲げる場合において利用等を行う個人情報は、次に掲げるものとします。
- (1) 氏名、住所、電話番号、暗証番号等加入者が申込時に届け出た事項
 - (2) 第25条、第26条第2項、第27条並びに第28条第1項及び第2項の規定により加入者が届け出た事項
 - (3) 第7条の規定により主催者が加入者に通知した事項

(4) 勝馬投票券の購入履歴、購入内容等加入者の電話投票利用状況

(5) 振替金額、払戻金等加入者のネット指定口座に関する事項

3 加入者は、SPAT4プレミアムポイントの管理者へ管理上必要な範囲の個人情報の提供を同意するものとします。

※ARS方式とはプッシュ式電話(トーン信号発信可)で電話応答システムを利用した投票方式です。

※インターネット方式とはインターネットを利用した投票方式です。

南関東四競馬場電話・インターネット投票利用規約

南関東四競馬場電話・インターネット投票とは、南関東四競馬場電話投票加入者が南関東四競馬場電話投票を利用する方法の一つです。ご利用に関しては、南関東四競馬場電話投票の利用に関わるすべての法令、条例、規則、約定とともに、下記項目を定めます。

1. 利用の制限

南関東四競馬場電話・インターネット投票は南関東四競馬場電話投票加入者に限り利用できるとします。(以下、南関東四競馬場電話・インターネット投票を利用する南関東四競馬場電話投票加入者を「加入者」といいます。)

2. インターネットへのアクセス

インターネット投票を利用するには、インターネットを利用して受付URL（インターネットアドレス）にアクセスする必要があるため、加入者はそのために必要な機器、通信手段等を準備するものとします。南関東四競馬場（以下「主催者」といいます。）はそのための手段、方法等については一切関与しません。

3. 知的財産権

インターネット投票のコンテンツ、ソフトウェア、個々の情報（データ）及びインターネット投票を利用して取得したすべての情報に関する知的財産権は主催者に帰属しています。加入者は、コンテンツ、ソフトウェア又は情報を転載等再利用することはできません。また、加入者が本項に違反した場合は、再利用することを差し止め、当該行為によって生じた損害を請求できるものとします。

4. 禁止事項

加入者の次の行為を禁止します。

- 1 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、又はそれらに結びつく行為
- 2 主催者又は第三者の財産、プライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、又はその恐れのある行為
- 3 南関東四競馬場インターネット投票のサービスの全部又は一部を商業目的で利用する行為
- 4 コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破損、制限させるようなコンテンツを送信する行為
- 5 南関東四競馬場インターネット投票のサービス又はサービスに接続しているネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為
- 6 他の加入者の個人情報収集若しくは蓄積する行為、又はその恐れのある行為
- 7 その他主催者が不適切と判断する行為

5. 解約

前項の禁止事項に該当した場合は、南関東四競馬場電話投票の約定に基づき、主催者は加入者に通知することなく電話投票に関する契約を解除します。

6. 加入者の家族申請による利用停止

(1) 加入者の家族によって電話・インターネット投票の利用の停止を申請する場合は、約定第29条第1項の規定により、加入者がギャンブル障害であることを証明する医師の診断書の

提出が必要となります。なお、診断書の取得が困難な場合は、加入者の電話・インターネット投票によって加入者の家族の生計維持に重要な影響を及ぼしていることを証明する書類（以下「経済要件書類」といいます。）の提出が必要となります。

（２）電話・インターネット投票の利用停止となった加入者の利用停止の解除を申請する場合は、約定第２９条第６項の規定により、加入者がギャンブル障害から回復したことを証明する医師の診断書の提出が必要となります。なお、（１）により、経済要件書類の提出により利用停止となった加入者の利用停止の解除を申請する場合は、主催者指定の書面に加入者の家族全員が解除申請に同意したことを示す署名（以下「家族同意署名書類」といいます。）が必要となります。ただし、家族同意署名書類により解除申請をする場合は、利用の停止となった日の属する年度の翌年度の３月３１日までは申請することができません。

７．無保証

主催者は電話・インターネット投票のサービス内容に関して、情報提供状態、アクセスの可能性、使用状態等についてはいかなる保証も行わないものとします。加入者は本人の責任で投票又は情報の取得を行うこととし、これらの行為の結果生じる損害について主催者は一切その責任を負いません。

８．賠償責任の制限

加入者が次の事項に起因又は関連して生じた損害については、主催者は賠償責任を負わないものとします。

- １ 電話・インターネット投票を利用したこと、又は利用できなかったこと
- ２ 第三者によりデータへの不正アクセスおよび不正改変がなされたこと
- ３ その他南関東四競馬場電話・インターネット投票に関する事項に起因して生じた一切の損害

９．加入者への連絡手段

主催者は加入者に対して、登録された電子メールアドレスに通知ができることとし、郵便等其他の手段に替えることができることとします。

１０．その他

本規約の内容は主催者の都合により変更又は廃止することができるものとします。変更した場合は変更後の規約が適用されます。